

能代市中学校部活動地域展開活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツ・文化芸術団体が能代市立中学校における部活動等の受け皿として教育的意義を継承しつつ、その活動がスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備に寄与するよう交付する能代市中学校部活動地域展開活動費補助金（以下「補助金」という。）に関し、能代市補助金等の交付に関する規則（平成18年能代市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する地域クラブ活動を行っていること。

ア 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

イ 適切な活動時間や休養日が設定されていること。

ウ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

エ 適切な指導の実施体制が確保されていること。

オ 適切な安全確保の体制が確保されていること。

カ 適切な運営体制が確保されていること。

キ 学校等との連携が適切に行われていること。

ク 当該年度において、中学校体育連盟が主催する大会へ参加し、又は参加を目指す活動であること。

(2) 営利を目的とした運営でないこと。

(3) 当該年度の秋田県中学校体育連盟の認定証等を得ていること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、3万円を基本額とし、申請時点において在籍する市内在住の生徒1人につき1万円を加算した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請団体の活動が平均週1回以下の場合（当該年度における活動日数が52日以下の場合をいう。）は、前項の規定により算定した額に1/2を乗じて得た額を当該団体の補助金の額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、能代市中学校部活動地域展開活動費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 能代市中学校部活動地域展開活動費補助金誓約書（様式第2号）

- (2) 会員名簿（様式第3号）
 - (3) 団体の規約、会則等の写し
 - (4) 当該年度の収支予算書
 - (5) 当該年度の秋田県中学校体育連盟の認定証等の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、補助金の交付を決定したときは、能代市中学校部活動地域展開活動費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、能代市中学校部活動地域展開活動費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第6条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに能代市中学校部活動地域展開活動費補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を概算払により交付するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、当該年度の活動終了後から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、能代市中学校部活動地域展開活動費補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の活動報告書
- (2) 当該年度の収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の確定等）

第8条 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容の審査を行い、適当と認めるときは、能代市中学校部活動地域展開活動費補助金確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

- 2 第6条第2項の規定により交付された概算払の額と前項の規定により確定した補助金の額に差額が生じた場合は、速やかにこれを精算するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、交付決定者が、偽りその他不正行為により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。